PLUTUS CONSULTING

企業会計基準委員会　御中

平成 22 年 9 月 9 日
株式会社プルータス・コンサルティング

企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」に対するコメント

株式会社プルータス・コンサルティングは、企業会計基準委員会の継続的な努力に心より敬意を表するとともに、企業会計基準公開草案第 43 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 38 号「公正価値測定及びその開示に関する会計基準の適用指針（案）」（以下、それぞれ「会計基準（案）」及び「適用指針（案）」という。）に対するコメントの機会を歓迎致します。

以下、上記会計基準（案）及び適用指針（案）についてコメント致します。

会計基準（案）抜粋（コメント関連規定）

3. 本会計基準は、公正価値に関する会計処理及び開示について適用する。この際、他の会計基準等で「時価」が用いられているときは、「公正価値」と読み替えてこれを適用する。

なお、企業会計基準第 9 号「棚卸資産の評価に関する会計基準」（以下「棚卸資産会計基準」という。）における通常の販売目的で保有する棚卸資産及び企業会計基準第 8 号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下「ストック・オプション会計基準」という。）に関連する会計基準等については、本会計基準を適用しない。

4. 「公正価値」とは、測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう。

28. また、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産及びストック・オプション会計基準に関連する会計基準等については、コンバージェンスの観点から本会計基準の対象外（第 3 項なお書き参照）とした。

ただし、棚卸資産会計基準における通常の販売目的で保有する棚卸資産については本会計基準の対象外となるが、同基準におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産については市場価格に基づく価額をもって貸借対照表価額とするとされているため、本会計基準の対象となる。

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.

29. なお、企業結合会計基準では、企業結合における取得原価の配分方法は企業結合日時点の時価を基礎として配分するとされているため、例えば、企業結合により取得した棚卸資産なども公正価値で評価されることに留意する必要がある。

この点、企業結合により取得した棚卸資産について、国際的な会計基準では、完成品の棚卸資産に関して公正価値の算定方法が例示されており、具体的には、必要な販売努力を行うであろう他の業者に棚卸資産を売却する取引において受け取るであろう価格に、当該棚卸資産の状態などについて調整を行ったものであるとされている。このような公正価値を算定するにあたっては、例えば、完成品の小売価格を出発点とし、そこから販売費用や販売努力に応じた期待収益などを差し引く方法や、卸売価格に必要な調整を行う方法などがあるが、公正価値を算定するにあたっては、観察不能な入力数値の利用、すなわち、主観的な調整額を最小限とする必要もある（第 14 項参照）ため、これを踏まえて公正価値を算定する必要があるとされている。

適用指針（案）抜粋（コメント関連規定）

2. 本適用指針を適用する範囲は、会計基準と同様とする。

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.

PLUTUS CONSULTING

【コメント１】

会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲につきまして、会計基準（案）の第 3 項において、「公正価値に関する会計処理及び開示について適用する」と規定されております。また、第 4 項において、「公正価値」の定義が、「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）をいう」と規定されております。

しかしながら、この第 3 項及び第 4 項の規定から、本会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲の境界線を明確に認識することは、困難と考えます。

一方、会計基準（案）の第 28 項において、会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲から除外する会計基準として、棚卸資産会計基準及びストック・オプション会計基準が限定列挙されております。その上で、第 28 項のただし書き及び第 29 項において、さらに例外が設けられ、トレーディング目的で保有する棚卸資産や企業結合により取得した棚卸資産については、本会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲に含めるとされております。

この点につきまして、これら第 28 項及び第 29 項は、「属性」の異なる、通常の販売目的で保有する棚卸資産とトレーディング目的で保有する棚卸資産について言及することにより、会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲となる資産・負債及び取引の「属性」に関して、一種の目安ないし境界線を示唆したものと考えます。

したがいまして、前述の通り、会計基準（案）の第 3 項及び第 4 項の規定からでは、本会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲が不明確であるため、第 28 項及び第 29 項で示唆したような、適用範囲となる資産・負債及び取引の属性を明示し、本会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲を明確化するのが望ましいと考えます。

【コメント２】

上記の通り、「コンバージェンスの観点」から、会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲から、棚卸資産会計基準が除外されております。

この点につきまして、「コンバージェンスの観点」以外の棚卸資産会計基準を適用範囲から除外する理由の有無、あるいは、適用範囲に含めるべきとする意見の有無等ございましたら、会計基準（案）の「結論の背景」等において、ご説明頂きたく思います。

【コメント３】

コメント２と同じく、「コンバージェンスの観点」から、会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲から、ストック・オプション会計基準も除外されております。

この点につきまして、同様に、「コンバージェンスの観点」以外のストック・オプション会計基準を適用範囲から除外する理由の有無、あるいは、適用範囲に含めるべきとする意

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.

PLUTUS CONSULTING

見の有無等ございましたら、会計基準（案）の「結論の背景」等において、ご説明頂きたく思います。

【コメント４】

会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲につきまして、ストック・オプション会計基準を適用範囲に含めない点については、賛成致します。

ストック・オプション会計基準が、会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲から除外されているのは、同基準が、従業員等を対象としたストック・オプションを付与する取引や取得した財貨やサービスの対価として自社株オプションを付与したり自社の株式を交付したりする取引における、費用計上に関する会計処理を取り扱っているからだと考えます。すなわち、ストック・オプション会計基準は、前述した取引において、付与した自社株オプション等を対価として取得した財貨やサービスの費用認識・費用配分に関する会計処理を規定することを目的としているのであって、付与した自社株オプション等自体について、付与時点における評価やその後の継続的な評価を目的としているわけではないからです。

以上より、ストック・オプションを会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲含めない点につきまして、賛成致します。

【コメント５】

コメント４に関連して、前述の通り、ストック・オプションを会計基準（案）及び適用指針（案）の適用範囲に含めない点については、賛成致します。

しかしながら、企業が資金調達を目的として自社株オプション（新株予約権）を発行する取引について、かかる取引自体は、ストック・オプション会計基準の適用範囲外ですが、かかる取引において、発行される新株予約権の価値の算定は、ストック・オプション会計基準の「公正な評価単価」の算定方法と若干の違いはあるものの、ほぼ類似した方法で行われます。両者の違いは、「公正な評価単価」に失効の可能性を反映させるか否かにあります。よって、この違いを調整する規定を明示するならば、会計基準（案）及び適用指針（案）において、ストック・オプション会計基準を参照した、新株予約権の「公正価値」の算定に関する指針を規定することも可能かと考えます。

【コメント６】

入力数値の具体例に付きまして、適用指針（案）において、複数の例示がされておりますが、この例示を拡充頂きたく思います。

例：オプション価格モデルを用いた算定において使用する、基礎数値のレベル等（いく

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.

つかの基礎数値については、既に例示されておりますが。）

以上

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.

＊＊＊＊＊

弊社のコメントが、本会計基準（案）及び適用指針（案）を含む今後の企業会計基準委員会の議論の一助となれば幸いでございます。

©2010 PLUTUS CONSULTING, Ltd. All Rights Reserved.